

議案第 89 号

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和31年宇治市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

特別職の職員で常勤のものとの期末手当について、所要の改正を行うものであります。